

重度認知症老人介護手当申立書(新規・更新)

年 月 日

君津市長 様

介護 申 立 者	氏名			
	住所			
	介護対象老人との続柄			
電話番号[ ]				

私は、君津市重度認知症老人介護手当支給条例第4条(第6条)の規定により、介護手当の支給を受けたいので、下記のとおり介護していることを申し立てします。

介護対象 老人氏名	フリガナ	男・女	生年月日	年 月 日	満 歳
認知症となった時期	年 月 日	福祉手当受給の有無 (老人の介護者に対する手当も含む。)		有・無	受給手当名 ( )

世帯の構成

氏名	続柄	職業	年齢	介護者	氏名	続柄	職業	年齢	介護者

注 続柄は介護対象老人からみて記入してください。また介護者欄には介護者に◎、補助介護者に○を記入してください。

1 医療機関での受診歴(介護対象老人についてわかる範囲で記入してください。)

認知症について医療機関で受診したことがありますか。		
1 過去にある	2 現在受診中	3 ない
受診年月 ( )	医療機関名( )	
医療機関名 ( )	診断名	
診断名 ( )	( )	
認知症以外の病気で入院又は長期通院をしたことがありますか。		
1 過去にある	2 現在受診中	3 ない
受診年月 ( )	医療機関名( )	
医療機関名 ( )	診断名	
診断名 ( )	( )	

2 介護対象老人の状態 (A表) 各項目ごとにどれか1つを○で囲ってください。

1 便いじり等の不潔行為がある。	常時 ある	時々 ある	ない	9 自分の身体を自分で傷つける。	常時 ある	時々 ある	ない
2 わけもなく歩きまわる、夜中に外出しようとする。	常時 ある	時々 ある	ない	10 外からきたない物など何でも家の中に持ち込む、家中の物を押入等にしまいこむ。	常時 ある	時々 ある	ない
3 夜間大声をあげてさわぐ。	常時 ある	時々 ある	ない	11 性的異常行為、露出行為がみられる。	常時 ある	時々 ある	ない
4 火の消し忘れがあり危険である、必要もなく火を扱いたがり危険である。	ある		ない	12 人の区別ができない。	常時 ある	時々 ある	ない
5 敵意、攻撃、乱暴、興奮おびえ等の行動がみられる。	常時 ある	時々 ある	ない	13 食事をいやがる、食べたことを忘れ食事を要求する、食べ物以外のものも口に入れる。	常時 ある	時々 ある	ない
6 ひねくれ行為、いやがらせ、反発行為がみられる。	常時 ある	時々 ある	ない	14 自分のいる場所の認識ができない。	常時 ある	時々 ある	ない
7 排尿、排便について常に注意していないと大小便を漏らしたり、トイレ以外の場所にしてしまう。	常時 ある	時々 ある	ない	15 著しい物忘れ、作り話をする。	常時 ある	時々 ある	ない
8 夜と昼を間違える。	常時 ある	時々 ある	ない	16 衣類、ふとんを裂いたり、ほぐす。	常時 ある	時々 ある	ない
その他で介護にこまる事があれば具体的に記入してください。							

注 1 「常時ある」とは、おおむね週2回以上問題行動がある場合をいう。

2 「時々ある」とは、週1回以下ではあるが問題行動がある場合をいう。

3 介護対象老人の状態 (B表)………日常生活能力 各項目ごとにどれか1つを○で囲ってください。

食 事	なんとかひとりできる	手づかみで食べたり、こぼしたりするので介助が必要	一口ずつ食べさせなければならない
用便の始末	なんとかひとりできる	時間をみて誘導し介助すればなんとかできる	おむつを使用しなければならない
入浴・洗面・衣服の着脱	なんとかひとりできる	介助があればできる	全部やってあげなければならない
簡単な買物	近くの行きつけの店ならなんとかひとりできる	一緒に行ってあげなければならない	全く無理
家族との会話	なんとかできる	少しは通じる	全く会話にならない 耳がきこえない
家族以外の者との会話	なんとかできる	少しは通じる	全く会話にならない 耳がきこえない
刃物・火等の危険	わかる	少しはわかる	全くわからない
戸外での危険(交通事故等)から身を守る	守れる	不十分ながら守れる	守れない